（方向指示器）

**第59条**　方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第41条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　自動車に備える方向指示器（次号から第４号までに掲げるものを除く。）にあっては、協定規則第６号の技術的な要件（同規則改訂版補足第27改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第６号改訂版補足第27改訂版の規則6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第６号改訂版補足第27改訂版の規則10.2.に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第６号の技術的な要件（同規則改訂版補足第27改訂版の規則5.5.1.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第６号改訂版補足第27改訂版の規則5.5.3.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

二　二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器にあっては、協定規則第６号の技術的な要件（同規則改訂版補足第27改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準又は協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則6.、7.、8.及び9.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第６号改訂版補足第27改訂版の規則６.の規定及び協定規則第50号補足第19改訂版の規則7.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第６号改訂版補足第27改訂版の規則10.2.に定める基準及び協定規則第50号補足第19改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第６号の技術的な要件（同規則改訂版補足第27改訂版の規則5.5.1.に限る。）に定める基準及び協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則6.4.1.及び6.5.1.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第６号改訂版補足第27改訂版の規則5.5.3.の規定及び協定規則第50号補足第19改訂版の規則6.4.3.及び6.5.3.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

三・四　（略）

２・３　（略）

（警音器）

**第63条**　警報音発生装置の音色、音量等に関し、保安基準第43条第２項の告示で定める基準は、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車にあっては協定規則第28号の技術的な要件（同規則補足第５改訂版の規則6.に限る。）に定める基準とし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては別添74「警音器の警報音発生装置の技術基準」に定める基準とする。

２　警音器の音色、音量等に関し、保安基準第43条第３項の告示で定める基準は、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車にあっては協定規則第28号の技術的な要件（同規則補足第５改訂版の規則14.に限る。）に定める基準とし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては別添75「警音器の技術基準」に定める基準とする。

（方向指示器）

**第59条**　方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第41条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　自動車に備える方向指示器（次号から第４号までに掲げるものを除く。）にあっては、協定規則第６号の技術的な要件（同規則改訂版補足第26改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第６号改訂版補足第26改訂版の規則6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第６号改訂版の規則補足第26改訂版10.2.に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第６号の技術的な要件（同規則改訂版補足第26改訂版の規則5.5.1.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第６号改訂版補足第26改訂版の規則5.5.3.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

二　二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器にあっては、協定規則第６号の技術的な要件（同規則改訂版補足第26改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準又は協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則6.、7.、8.及び9.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第６号改訂版補足第26改訂版の規則6.の規定及び協定規則第50号補足第18改訂版の規則7.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第６号改訂版補足第26改訂版の規則10.2.に定める基準及び協定規則第50号補足第18改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第６号の技術的な要件（同規則改訂版補足第26改訂版の規則5.5.1.に限る。）に定める基準及び協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則6.4.1.及び6.5.1.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第６号改訂版補足第26改訂版の規則5.5.3.の規定及び協定規則第50号補足第18改訂版の規則6.4.3.及び6.5.3.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

三・四　（略）

２・３　（略）

（警音器）

**第63条**　警報音発生装置の音色、音量等に関し、保安基準第43条第２項の告示で定める基準は、別添74「警音器の警報音発生装置の技術基準」に定める基準とする。

２　警音器の音色、音量等に関し、保安基準第43条第３項の告示で定める基準は、別添75「警音器の技術基準」に定める基準とする。